

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和5年度清掃業務委託	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 柏木 隆久 東京都新宿区四谷1-6-1	令和5年4月1日	三菱地所プロバティマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内2-2-3	1010001116669	本業務は、当委員会が入居する建物において実施する清掃業務であるが、その建物の施設使用細則により清掃業務を含めた維持管理業務は左記事業者を委託先と指定されているため。 (適用条項: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,366,360	6,366,360	100%	-	
令和4年東北新幹線列車脱線事故に係る地震動による台車の挙動に関する調査の請負(その2)	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 柏木 隆久 東京都新宿区四谷1-6-1	令和5年4月14日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本件は、令和4年3月16日、23時36分頃、東北新幹線福島駅～白石蔵王駅間に発生した列車脱線事故に関して、当事故とほぼ同時に発生した地震による振動が鉄道車両の台車の挙動に与えた影響について分析を行うための作業である。 左記指定業者は、震度7クラスの地震動の模擬が可能な試験装置(以下大型振動試験装置)を有しており、構造物模型のみならず実台車の加振を考慮した仕様の大型振動試験装置を有する事業者は国内には存在しない。 また、本請負事業を遂行するにあたっては、運転、車両等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、地震動による車両挙動、列車脱線のシミュレーションモデルの構築等に関する総合的かつ実践的な知見が求められるが、左記指定業者は過去の大規模地震による列車脱線事故においても、同試験装置を用いた同様の試験を実施した実績があり、地震動による鉄道車両の台車の挙動分析に関して技術的に対応可能で、かつその評価を行うことが可能な唯一の機関であるため。 (適用条項: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	16,054,959	15,950,000	99%	-	
L3 HARRIS社製新型CVR用解析ツール一式の購入	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 柏木 隆久 東京都新宿区四谷1-6-1	令和5年6月20日	日本エアロスペース株式会社 東京都港区南青山1丁目1番1号	5010401053632	本契約は、L3 HARRIS社製新型CVRの解析に必要なツールを購入するものであるが、当該ツールの納品を行うためには、当該ツールの製造者であるL3 HARRIS社が指定する代理店であることが必要である。 左記指定業者の日本エアロスペース株式会社はL3 HARRIS社が指定する国内唯一の代理店で、この条件を満たす者は、他に存在しないため。 (適用条項: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,114,339	10,068,850	99%	-	
UniversalAvionics社製Kapture Data Retrieval Unit一式の購入	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 柏木 隆久 東京都新宿区四谷1-6-1	令和5年7月14日	マイナミ貿易株式会社 東京都港区元赤坂1丁目7番8号	2010401027837	本契約は、損傷したUniversalAvionics社製新型CVRの解析に必要なツールを購入するものであるが、当該ツールの納品を行うためには、当該ソフトウェアの製造者であるUniversalAvionics社が指定する代理店であることが必要である。 左記指定業者のマイナミ貿易株式会社はUniversalAvionics社が指定する国内唯一の代理店で、この条件を満たす者は、他に存在しないため。 (適用条項: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,276,218	5,276,218	100%	-	
航海情報解析ソフトウェアの購入	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 高菜 圭一 東京都新宿区四谷1-6-1	令和5年12月26日	Avenca Limited The Old Barn Old Road Alderbury Salisbury Wiltshire SP5 3AR	-	航海情報解析ソフトウェアは、当該業者が英国、米国の事故調査機関と共同で開発し、現在、各国船舶事故調査機関において標準的に使用されているものであり、その運用に当たっては技術的サポートを得る必要があるが、当該装置は、本邦への導入実績がなく、本邦内に技術的サポートが実施可能な事業者が存在せず、当該業者からしか調達できないことから、契約の性質上競争に付することが出来なため。 (適用条項: 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,822,350	3,822,350	100%	-	
(以下余白)										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。